

平成19年8月23日登録

令和8年4月1日延長

代官山ルール

1 わがまちルールの名称

代官山ルール

2 適用する位置及び区域

渋谷区猿楽町の一部(10番、11番及び18番から28番まで)

3 適用する期間

令和13年3月31日まで

4 わがまちルールの目標及び方針

「代官山ルール」は、当該ルール対象地域(以下「地域」とする。)代表と専門委員からなる「代官山ルール運用会議」が、地域において開発行為(都市計画法第4条第12項)、建築行為(建築基準法第6条)、工作物の設置(建築基準法第88条)及び大規模な敷地の売買等、地域環境に影響を及ぼす行為(以下「建築等行為」とする。)を行おうとする計画関係者(以下「建築等計画関係者」とする。)に対して、計画内容に関する意見交換を当該運用会議と行うよう促し、協働型のまちづくりの実践により、地域固有の自然的条件とその空間的特質を活かした生活環境の維持・創造を実現することを目的とする。

5 わがまちルールの内容

(1)「代官山ルール運用会議」は、地域住民、行政、事業者等の協力を得ながら、建築等計画関係者へのルールの周知とその遵守を促し、地域において建築等行為を行おうとする計画についての情報を早期の段階で把握するよう努めるものとする。

(2)「代官山ルール運用会議」と地域における建築等計画関係者は、建築等の計画に関する意見交換により、協働型のまちづくりの実践を通して、当該地域固有の自然的条件とその空間的特質を活かした生活環境の維持・創造が実現するよう努めるものとする。

6 策定理由

「代官山ルール」は、建築等による急速な街並みの変化、頻発する建築紛争を背景にした当該地域住民による建築等へのルール導入の希望に応える必要性から、「わがまちルール検討委員会」において検討したものである。「代官山ルール」は、地区計画等を代表とする従来型のルールを補完し、柔軟で効果的なルールを検討した結果、計画の早期の段階から地域住民・行政・事業者等による協働型のルールを導入し、これを地域のマナーとして定着させることが、将来にわたり地域環境の価値を共有しながら、維持・向上させていくために最も有効であると考えた。

わがまちルール「代官山ルール」位置図



